

以下の見本は現在の内容です。

マイナンバーカードの更新需要の高まりや、第2カードセンターの設置等を踏まえて、記載内容の見直しを行います。
あらかじめご承知おきください。

● 証明書コンビニ交付のご案内 ●

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で各種証明をお取りいただけます。他の取得方法よりも100円お得に取得する事が可能ですので、ぜひご利⽤ください。

窓口で取得するよりも
100円お得！

○取得できる証明書・利用可能時間

- ・住民票の写し、印鑑登録証明書【利用可能時間 6:30~23:00 (12/29~翌年1/3を除く)】
- ・戸籍証明書（戸籍謄本、抄本）、戸籍の附票の写し【利用可能時間 平日9:00~17:00 (12/29~翌年1/3を除く)】

※詳細をHP等でご確認の上、ご利用ください。

札幌市 コンビニ交付

検索

● 窓口のご案内 ●

- ①戸籍・住民票関係の証明書発行業務 ②住所変更、印鑑登録、出生、死亡、婚姻などの届出受付
③マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行業務（篠路出張所、定山渓出張所を除く）

中央区役所	中央区大通西2丁目	(代)231-2400	豊平区役所	豊平区平岸6条10丁目	(代)822-2400
	※令和7年2月(予定)に、中央区南3条西11丁目へ移転します。		清田区役所	清田区平岡1条1丁目	(代)889-2400
			南区役所	南区真駒内幸町2丁目	(代)582-2400
北区役所	北区北24条西6丁目	(代)757-2400	西区役所	西区琴似2条7丁目	(代)641-2400
東区役所	東区北11条東7丁目	(代)741-2400	手稲区役所	手稲区前田1条11丁目	(代)681-2400
白石区役所	白石区南郷通1丁目南	(代)861-2400	篠路出張所	北区篠路4条7丁目	(代)771-2231
厚別区役所	厚別区厚別中央1条5丁目	(代)895-2400	定山渓出張所	南区定山渓温泉東4丁目	(代)598-2191

戸籍・住民票関係の証明書発行業務

大通証明サービスコーナー 中央区大通西4丁目 地下鉄南北線大通駅コンコース横（出口5横） 211-3535

《取扱日時》 ■月曜日～金曜日／午前9時～午後8時 ■土曜日・日曜日／午前9時～午後5時

《お休み》 祝日（日曜日と重なった場合を除く）、振替休日、5月3日～5日、12月29日～翌年1月3日

※一部の証明書については、翌日以降の平日にお渡しとなる場合があります。

※住所変更、印鑑登録、出生、死亡、婚姻などの届出受付業務は取り扱っておりませんのでご注意ください。

手続き・イベント・施設のご案内など、市政に関する質問にお答えします。※8時～21時（年中無休）じる シヤクショ

札幌市コールセンター「ちょっとおしえてコール」 ☎ 011-222-4894

※令和6年4月現在の情報です。

この封筒は、札幌市広告事業により作製しています（札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課

以下の見本は現在の内容です。

マイナンバーカードの更新需要の高まりや、第2カードセンターの設置等を踏まえて、記載内容の見直しを行います。
あらかじめご承知おきください。

●転入・転居届 新しくお住まいになった区の区役所に届出してください

どこからの引越	届出	届出期間	持参書類
市外から	転入届	引越した日から 14日以内	①届出人の本人確認書類 ②転出証明書（前住所地で発行。 マイナンバーカードを利用して転出手続をした方を除）
市内の他の区から			①届出人の本人確認書類 ②マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
同じ区内で	転居届		

《注意事項》・国民健康保険・介護保険に加入されている方は保険証をお持ちください。

(市外から転入し、札幌市の国民健康保険に加入される方はお申し出ください。)

・後期高齢者医療制度に加入されている方は各区役所保険年金課へお問い合わせください。

・市内の他の区へ引越する場合は、新しく住み始める住所地の区役所へ転入届を提出してください。

・代理人が届出をする場合、原則として委任状が必要です。

●転出届 現在、住民登録している区の区役所に届出してください

どこへの引越	届出	届出期間	持参書類
市外への	転出届	転出前にあらかじめ	届出人の本人確認書類

《注意事項》・転出先の住所を確かめておいてください。

・国民健康保険・介護保険に加入されている方は、保険証を返納してください。

・後期高齢者医療制度に加入されている方は各区役所保険年金課へお問い合わせください。

・代理人が届出をする場合、原則として委任状が必要です。

●主な戸籍の届出 原則として、本籍地または住民登録している区の区役所に届出してください

届出	届出期間	持参書類	その他
婚姻届	随時		・証人2人(成人)の署名が必要 ・原則、届出人の官公署発行の顔写真付き身分証明書(なくても届出可能)
出生届	生まれた日から14日以内	母子手帳	医師又は助産師の出生証明書が必要
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内		医師の死亡診断書が必要

この封筒は、札幌市広告事業により作製しています（札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）